

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
水戸市平須町1番93

Tel 029-305-3075
e-mail iba-kou@mito.ne.jp

19年度第2回総括安全衛生委員会報告

「在校時間の上限等に関する規則」が4月1日から施行

茨城県教育委員会は、「茨城県立学校の教育職員の在校時間の上限等に関する方針に関する規則」を策定し、「規則」を今年の4月から施行しました。

国の「働き方改革」を受けたもので、上限規制の基準等は改定された労働基準法を踏まえたものになっています。

規則の趣旨は、「正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るため」と規定されています。

無制限に夜の9～10過ぎまで働いている現状を改善しなければ、精神疾患を理由にした療休者を削減することは難しく、教育職員の健康と福祉の面からも改善は待ったなしの課題になっているということです。

上限の基準は

- ①1箇月について45時間
- ②1年について360時間

が原則です。

特例の基準は

児童生徒等に係る通常予想することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には特例が設けられました。

特例の基準は

- ①1箇月について100時間未満
- ②1年について720時間
- ③5ヶ月間は平均80時間
- ④1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間を超えて業務を行う月数において6箇月

特例の基準があっても、特例はあくまで一時的、突発的な業務が対象になっていますから、「1箇月45時間、年360時間」の原則を守りましょうというのが県教委の規則の中身です。

1年間の基準が重要

上限の基準は、月の基準もあ

りますが、1年間の上限の基準もあります。原則の360時間は12（1年の月数）で割って22（1月の日数）で割ると1.36になりますから、毎日残業をした場合も19時（夕方7時）まで働いていると基準を超えてしまいます。

1年間の上限を守っていくには、毎月の勤務時間、残業時間の記録をきちんと残す必要があります。また、管理職は全ての教職員に正確な記録を要請した上で、一人一人の教員の残業時間をきちんと把握する義務があります。

当然のことですが、規則が守られていない場合は、教員と丁寧な面談を行い、何故時間外勤務が長くなってしまおうかを話し合っ改善していく必要があります。

県教委は「上限に関する規則」の運用方針を現在策定中です。

引き続き、在校時間の上限については「茨城の教育」で取り上げていきます。



2月12日、第2回総括安全衛生委員会が行われました。その中で主に本年度導入された「きんむくん」のことが話題となりました。

導入されて、客観的な数値（出勤時間と退勤時間、そして超過時間）がある程度は明確にできるものの、ほとんどの学校ではそれが活用されていない実態が浮かびあがりました。その原因は集計等に手間がかかりすぎるといえるところがあるようです（集計する側にとっては“げきむくん”という声も）。また、このきんむくんでは、「持ち帰り残業」や特別支援学校での「休憩時間にした仕事」が反映されていません。

今後、各職場ではデータをどれだけ超過勤務の削減に活用できるかが問われるとともに、県教委は集計作業の簡素化や、より高校や特別支援学校の実態に合った使いやすいプログラムに改善していく必要があります。

勤務時間の集計結果を出すことが最終目的ではなく、職場改善のために活用されることが重要なはず。把握した勤務時間の集計結果をもとに、長時

間勤務の先生に声かけを行っていくことが必要」という意見も参加者から出されました。

また、ストレスチェックの結果についても話題にあがりました。ストレスチェックの結果、高ストレス者は、受験者数全体の11.7%にのぼるという結果が出ています。年代別にみると、もっとも高いのは40代で13.8%、つづいて30代で13.1%が特に高い傾向にあります。

職種別では特に高いのは栄養教諭の20.0%、寄宿舎指導員の16.7%が高くなっています。また、分析結果をグラフにされたものから読み取れることについても話し合いとなりました。

その中で特に「仕事の量的負担」「仕事のコントロール」については自分だけでは改善は難しいことではないかと意見も出しました。

令和元年度の精神性疾患による療休者数は30人にのぼりました。年度はじめの仕事分担や人事などで、ある程度適正に管理職のほうでも対応をしないと現場だけの努力では限界があるのではないかと等意見が出されました。

「新型コロナウイルスによる感染拡大防止のための声明」発表!!

茨城県高等学校教職員組合は4月6日に「新型コロナウイルスによる感染拡大防止のための声明」を発表しました。

県教委に対しては「県内一律の学校再開ではなく、自治体において独自の判断で小中学校の休校延長をしているように、県立学校においても学校単位で地域の状況を踏まえて、学校再開に慎重な判断ができるよう各校に通達すること」を求める要求書も提出しました。

同日に、大井川県知事が、県内10市町村の県立中学、中等教育学校、高校と県内全ての特別支援学校を5月6日まで臨時休校にすることを発表しました。その後、日立一高の生徒が休校を求めるストライキを実施し、多くの学校では、感染の不安から登校を拒否する生徒が出ていました。

以下は、声明の全文です。

国内の感染者数が4000人に迫り、死者は100人を超え、医療崩壊が目前に迫っています。さらに県内においても感染者数が60人を超え、日を追うごと

に陽性患者数が増加している状況の中、県教育委員会は4月6日（月）より県内一律に県立学校の再開を承認しました。

県内においてもクラスターが発生し、死者も出ている状況において、感染予防を十分にしよう通知が出されたからといって、現状況下において学校を再開することは、生徒・教職員の生命を脅かす状況に他なりません。

県立学校に通っている生徒の通学圏は広範囲であり、電車やバスなどの公共交通機関を利用している生徒や、スクールバスを利用して通学している生徒が多数いる状況を考えると、感染



のリスクがさらに高まることは、誰の目にも明らかです。

さらに、感染者数が増加している中で、感染のリスクを抱えながら、通学することに不安を抱いている生徒や、心配している保護者がいるのも事実です。

特別支援学校においても、ほとんどの児童生徒が、感染リスクの極めて高いスクールバスによる通学であり、基本的な予防策を十分に実行できないこと、体調の変化を認識・表現できないこと、さらに、病弱者・肢体不自由者にとっては感染が死に直結することなど、懸念されることばかりです。

生徒、教職員の命を守るという観点ことを最優先として、県内一律の学校再開ではなく、自治体においてが独自の判断で小中学校の休校延長をしているように、県立学校においても学校単位で地域の状況を踏まえて、学校再開に慎重な判断ができるよう県教育委員会が各校に通達することを求めます。

その後、4月7日に安倍首相が「緊急事態宣言」を発表。

大井川県知事は4月13日に、全県立高校の休校を発表しました。

感染拡大防止のためには、学校休校だけでなく、教職員の時差出勤やテレワークなどを積極的に進める必要があります。

「いばとくプラン」の問題点

今年の2月に、特別支援教育課は教育委員会の印に、「県立特別支援学校教育環境整備計画～いばとくプラン～」を発表しました。

「プラン」の具体的な対策は①水戸飯富特別支援学校の通学区域の一部を内原に変更し、内原特別支援学校を増築して、高等部を設置。

②つくば特別支援学校の校舎を増築。

③鹿島特別支援学校の校舎を増築。

④その他の学校は、教室利用を見直し、必要に応じた既存教室の改修。の4つです。

計画策定の趣旨では、「特別支援学校の幼児児童生徒数の増加が著しく、それに伴い不足教室が生じており、係る状況の解消が喫緊の課題となっている」と記述しています。

つくば特別支援学校は、石岡特別支援学校が作られて、生徒数が50人前後減っていますが、「とくとくプラン」では、令和3年から増えだして、令和6年には389人になると記述しています。

しかし、問題なのは不足教室だけでなく、特別支援学校の過

大過密です。校舎を増築しただけでは、過大過密は解消されません。

特別支援学校の過大過密は、働く教職員数の増加にもつながりますが、今回のコロナウイルス問題でも一つの学校に100人を超える教職員が働いていることは感染防止の面からも改善されなければなりません。

今回校舎増設の対象になった水戸やつくば、鹿島では、増設ではなく特別支援学校の新校を設置していく必要があります。

知っていますか？リフレッシュ休暇

2019年度に以下の条件を満たした教職員は、2020年4月から21年3月までの1年間、リフレッシュ休暇の対象になります。

- ①35才以上、勤続10年以上（2日間）
- ②40才以上、勤続15年以上（2日間）
- ③45才以上、勤続20年以上（2日間）
- ④50才以上、勤続25年以上（5日間）
- ⑤55才以上、勤続30年以上（2日間）

なお、互助会会員であれば35歳の時に2万円、50歳の時に5万円が支給されます。

勤続年数は正規教職員としての年数なので、講師経験者は勤続年数に注意する必要があります。年度当初に、教頭はリフレッシュ休暇の対象者であることを伝え、制度の説明をすべきです。